

仲裁法等の改正に関する要綱案の取りまとめに向けた検討（3）

第1 仲裁法第45条第2項の規律の見直し

5 仲裁法第45条第2項の規律については、現行法の規律を維持することとしては、どうか。

(説明)

1 問題の所在

10 (1) 仲裁法第45条第1項本文は、仲裁判断は確定判決と同一の効力を有するものとしつつ、同条第2項において、同項各号に掲げる事由（仲裁判断の取消事由と基本的に同一である。）のいずれかがある場合には、第1項の規定は適用しないこととしている。これらの規律によると、裁判所において、仲裁判断を取り消す旨の裁判や執行決定を却下する旨の裁判がされなくとも、仲裁判断の取消事由が存在しさえすれば（確定判決と同一の）効力が否定されることになるから、仲裁判断の取消事由は全て当然無効の事由を定めたものであるとも考えられる。

20 (2) 上記の考え方に対しては、部会において、次のような指摘がされた。すなわち、仲裁法第45条第2項のような規律は、モデル法やこれを採用した諸外国の法令に設けられていないだけでなく、（当然無効を観念するとしても）取消事由が全て当然無効事由であるとの解釈は世界的にも一般的でないことから、上記の考えでないし仲裁法第45条第2項の規律は、実質的にみてモデル法の規律にそぐわないのではないか、というものである。この指摘を踏まえると、例えば、仲裁法第45条第2項の規律を「前項の規定は、仲裁判断を取り消す旨の裁判又は次に掲げる事由のいずれかがあるとして執行決定の申立てを却下する旨の裁判が確定した場合（中略）には、適用しない。」との規律に改めることが考えられる。

25 2 検討

30 仲裁判断の承認及び執行について定めたモデル法第35条及び第36条の規律をみると、確かに、我が国の仲裁法第45条第2項柱書に相当する規律は設けられていないものの、他方において、仲裁判断が拘束力あるものとして承認されない（確定判決と同一の効力が否定される）場面について、文言上は、必ずしも、仲裁判断が取り消された場合又は執行決定の申立てが却下された場合に限定されていない。

そして、我が国の仲裁法は、仲裁判断の効力を争う方法として、モデル法と同様、仲裁判断の取消しの申立てをする方法と、執行決定の申立てにおいて執行拒否事由を主張して争う方法とを定めていることから、仲裁法第45条第2項の規律は、基本的

に、これらの場合に適用されることが想定されているものと考えられる。このように考えると、仲裁法第45条第2項の規律は、これを改めなくとも、前記1(2)の考え方に沿った解釈をすることが可能であるといえる。

5 以上を踏まえると、仲裁法第45条第2項の規律については、これを改めるべきであるとはいい難いものと考えられることから、現行法の規律を維持することとしてはどうか。

第2 仲裁合意の書面性に関する規律

仲裁合意の書面性に関する規律を改めることについて、どのように考えるか。

10 (説明)

1 現行仲裁法第13条第4項

現行仲裁法第13条第4項は、「仲裁合意がその内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）によって
15 されたときは、その仲裁合意は、書面によってされたものとする。」と定める。

これに対し、中間試案では、改正モデル法（オプションⅠ）第7条第3項の規律に倣い、仲裁法第13条の規律を改め、「仲裁合意は、その内容が何らかの方式で記録されているときは、仲裁合意が口頭、行為又はその他の方法により締結されたとしても、書面によってされたものとする。」との規律を設けることが提案されていた。そして、第10回会議においても、可及的に改正モデル法の文言に合わせることが望ましいとの意見が複数みられた。

しかしながら、仲裁合意が口頭でされた場合であっても、例えば、当事者双方の合意の下、その合意の内容が電磁的記録で記録されたときは、現行仲裁法第13条第4項の定める要件を満たすものと解釈することは可能である上、現時点では、書面（紙）
25 又は電磁的記録以外の方式による記録を想定することはできないことに照らすと、同項の規律は、改正モデル法（オプションⅠ）第7条第3項の規律と実質において異なるものではないと評価することができる。

以上を踏まえると、仲裁法第13条第4項の規律については、これを改めることとせず、現行法の規律を維持することとしてはどうか。なお、我が国の仲裁法において、
30 改正モデル法（オプションⅠ）の文言に合わせた規律を設けることができないのであれば、改正モデル法（オプションⅡ）に倣い、仲裁合意の書面性に関する規律を撤廃すべきであるとの考え方については、どのように考えるか。

2 現行仲裁法第13条第3項

現行仲裁法第13条第3項は、「書面によってされた契約において、仲裁合意を内容とする条項が記載された文書が当該契約の一部を構成するものとして引用されてい
35

るときは、その仲裁合意は、書面によってされたものとする。」と定める。これは、2006年の改正前のモデル法第7条第2項の規律に倣い、当事者が書面により契約を締結する際に、その書面において、仲裁合意を内容とする条項が記載された別の書面（例えば、建設業の業界団体が制定する工事請負契約約款には、建設業法による建設工事紛争審査会の仲裁に付する旨の規定が置かれている。）を引用する場合には、

仲裁合意の書面性を満たすことを定めるものである。

他方、改正モデル法（オプションI）第7条第6項は、仲裁合意を内容とする条項が記載された別の書面を引用する契約について書面性を要しないこととした。これにより、海難救助（サルベージ）に関する契約などにみられるように、当該契約自体は口頭でされた場合であっても、当該契約において仲裁合意を内容とする条項が記載された別の書面を引用する場合には、仲裁合意の書面性を満たすこととなる。

そこで、改正モデル法に対応するとの観点から、例えば、現行仲裁法第13条第3項を改正し、書面を作成することができない緊急性がある場合には、口頭でされた契約において仲裁合意を内容とする条項が記載された文書が引用されたときにも、書面性を満たすものとするなど、一定の要件の下で書面性の例外を認める（拡大する）旨の規律を設けることについて、どのように考えるか。